

第六十九回
帝國議會
貴族院

退職積立金及退職手當法案特別委員會議事速記録第二號

昭和十一年五月二十六日(火曜日)午前十一時八分開會

○委員長(伯爵林博太郎君) 是ヨリ退職積立金及退職手當法案ノ特別委員會ヲ開會致シマス、差當リ懇談會ヲ開キマス

午前十一時一分懇談會ニ移ル

午前十一時三分懇談會ヲ終ル

○委員長(伯爵林博太郎君) 是ヨリ討論ニ

移リマス、贊否ノ御意見ヲ御述ヲ願ヒマス

○藤原銀次郎君 私ハ本案ニ贊成ヲ致シマ

シテ、同時ニ私ノ希望スル所ノ決議ヲ付シテ置キタイト存ジマス、過日來皆様ト共ニ慎重ニ審議ヲ致シマシテ、且長時間ニ互リマシテ、政府當局ト質問應答ヲ重ネマシテ、大體ニ於テ此ノ法案ノ趣旨モ、各條項モ詳シク研究調査ヲ遂ゲマシタ所、大體ニ本案ノ趣旨ニ於テハ洵ニ結構デアリマスガ、此ノ本案ノ各條項ヲ研究致シマスルト云フト、頗ル難解ノ箇所ガ多クゴザイマシテ、ソレガ爲ニ質問應答ニ澤山ノ時間ヲ費シマシタガ、此ノ儘ではガ發布施行セラレマシタナラバ、營業者ガ頗ル是ガ解釋其ノ他ニ付テ困難ヲ感ジマシテ、色々ノ疑義ヲ生ジマシテ苦シムコトデアラウト思ヒマス、同時ニ

其ノ結果、矢張り資本、勞働ノ間ニ色々ナ紛擾ヲ醸ス虞ガアリハシナイカト云フコトヲ心配致シマス、本來ヲ申上ゲマスレバ、斯クノ如キ重要ノ法案デアリマシテ、且資本、勞働ノ間ニ種々ナ利害上ノ關係モアル所ノ法案デゴザイマスルカラ、モウ少シ明瞭ニ各條項ヲ規定シテ、サウシテ何人ガ見テモ解釋上ニ疑義ノ起ラナイヤウニ致シマスルノガ、私共ノ希望デゴザイマス、又サウ云フエ合ニ、明瞭ニ、簡單ニ、分リ易ク規定致シマシテモ、尙且此ノ利害ノ衝突スル所ノ法案ニ付キマシテハ、幾多ノ疑義ヲ生ジテ、營業者間ニ紛擾ヲ醸シ易イノガ、世ノ中ノ通例デアリマスルカラ、ソレニ斯ウ云フ難解ナ幾多ノ疑義ヲ挟ムヤウナ法案ガ發布セラレマシタナラバ、其ノ爲ニ色々ナ紛擾ガ起リマシテ、勞働爭議ナドヲ誘發スルト云フ風ナ危険ガアリハシナイカト云フコトヲ心配致シマス次第デアリマス、付キマシテハ我我貴族院ノ職責ト致シマシテ、右申上ゲマシタヤウナ考ヲ以テ本案ニ色々ナ修正ヲ加ヘマシテ、サウシテ其ノ疑義ノ起ラナイヤウニ致シマスルガ當然ノ職務ト考ヘマスガ、併シナガラ既ニ會期モ切迫致シマシテ、之

ヲ修正致シマシテサウシテ衆議院ト更ニ協議ヲ重ネルト云フヤウナ時間ガゴザイマセヌカラ、サウ云フ風ニ完全ニ我々貴族院ノ職責ヲ盡サウトスレバ、本案ノ成立ヲ見ナイト云フヤウナ惧ガアルノデアリマス、仍テ是ハ此ノ儘本案ヲ通過サセル方ガ、我々貴族院トシテハ適當ノ處置デハナカラウカト存ジマシテ、之ニ贊成スル次第デアリマス、付キマシテハ、サウ云フ事情デアリマスルカラ、此ノ決議ニ際シマシテ私ノ希望ノ條件ヲ附議致シタイト存ジマスカラ、其ノ希望條件ヲ此處デ一應朗讀致シタイト思ヒマス

希望決議

一、本法ニ基ク勅令及省令ノ重要事項ニ付テハ制定前豫メ關係者團體ノ意見ヲ徵シ調査ノ慎重ヲ期スベシ

一、政府ハ本法施行ノ爲勞資間ニ紛爭ヲ誘起セラレサル様最善ノ注意ヲ拂ハレ度シ

一、勞働者保護立法ニ付テハ官業先ツ範

ヲ民業ニ垂ルルノ方針ヲ恪守スヘシ

以下此ノ各條ニ付キマシテ聊カ私ノ説明ヲ加ヘタイト思ヒマス、第一項ノ「本法ニ基ク勅令及省令ノ重要事項ニ付テハ制定前豫メ

關係者團體ノ意見ヲ徵シ調査ノ慎重ヲ期スヘシ」ト云フ、此ノ項目ニ付キマシテハ、特

ニ政府ニ御願ヲ致シタイトノ主トシテ第十

七條デアリマス、他ノ條項ニモ無論ゴザイ

マスケレドモ、一番重要ナノガ此ノ第十七條

ゴザイマシテ、政府ノ原案ニ依リマスルト云フ

ト、事業主ガ其ノ利益ノ割合ニ應ジテ賃金ノ百

分ノ三以內ヲ積立テルト云フコトヲ原則ト致

シマシテ、サウシテ法律ノ條項トシテ其ノ

積立テル所ノ内容ガ一號二號トシテ記載シテ

ゴザイマス、ソレヲ衆議院ニ於テ修正致サ

レマシタ、其ノ修正ノ條項ニ付テ能ク研究致

シテ見マスレバ、此ノ政府原案ノ法律ニ規定

シテ居リマスル所ヲ勅令ニ讓ラレマシテ、

勅令ニ依ッテ總テ積立ノ額ヲ政府ノ認可ニ

依ッテ決定シヨウ、斯ウ云フコトニナッテ居

リマスノデアリマスルカラ、從ッテ此ノ勅令

ト云フモノガ法律ニ代ッテ非常ナ重要ナル

働キヲ致スノデアリマス、ソレ故此ノ勅令

ノ御制定ニ付テハ、無論政府ニ於テモ慎重

ニ且公正ニ御審議ノアルコトトハ萬々承

知致シテ居リマスルケレドモ、衆議院ニ於

キマシテハ之ニ關シテ貴衆兩院議員ヲ含シ

ダ一ツノ調査機關ヲ設ケテ、サウシテ之ニ

諮問シテ、總テ決定スルヤウニト云フヤウナ希望條件ガ附イテ居リマスガ、私ハ更ニ其ノ上ニ、此ノ重要ナ事項ニ付キマシテハ制定前ニ豫メ民間ノ資本、勞働ノ關係者團體ノ意見ヲ御聽取リニナリマシテ、サウシテ調査ヲ最モ慎重ニ願ヒタイト云フノデゴザイマス、少シ蛇足ヲ加ヘルヤウデゴザイマスルガ、從來動モスレバ社會立法其ノ他ノ立法、若シクハ經濟問題ニ關係シタ所ノ立法ニ於キマシテ、民間ノ意思ガ十分徹底シナカッタリ、其ノ爲ニ調査ノ不完全ナ嫌ヒガアリマシタリ致シマシテ、種々當業者ノ苦痛ヲ總ヘルト云フヤウナコトガアリ勝チナコトデゴザイマシテ、其ノ都度色々ナ問題ヲ惹キ起シタリナドシテ、政府ニモ御迷惑ヲ掛ケ、民間モソレガ爲ニ苦シムト云フヤウナコトガ多クアルノデアリマス、就キマシテハ斯ウ云フ場合ニハ、最モ重要ナル法案デゴザイマスルカラ、十分ニ入念ニ此ノ調査ノ慎重ヲ願ヒタイト云フコトガ、即チ此ノ第一項ノ趣旨デゴザイマス、ソレカラ第二項「政府ハ本法施行ノ爲勞資間ニ紛争ノ誘起セラレサル様最善ノ注意ヲ拂ハレタシ」是ハ度過日來質問應答ヲ重ネマシタ問題デゴザイマシテ、主トシテ第三十條及第八條其ノ他ノ問題ニ付キマシテ、動モスレバ資本勞

働ノ間ニ色々ナ紛争ヲ誘起スル虞ガアルノデアリマス、即チ度々申上ゲマシタ此ノ第三十條ノ「少クトモ」ト云フヤウナ文字ハ、解釋ニ依リマシテハ紛争ノ最モ根源ヲ爲ス虞ガアルノデアリマス、ソレカラ第八條ノ此ノ「百分ノ七ニ相當スル額以下トス」ト云フヤウナ文字モ、動モスレバ積立金ノ額ガ玆ニ規定セラレテアルカノ如ク見エマシテ、是モ亦紛争ノ種ニナル虞ガアルノデアリマシテ、是ハ減税、免税及ビ其ノ他ノ特典ヲ與ヘル標準ヲ示シタモノデアルト云フコトハ度々政府ノ御説明ニ依ッテ分リマスケレドモ、是ガ法律トシテ施行セラレマスル場合ニ於テハ、此ノ問題ガ矢張り疑義ヲ生ジマシテ色々ナ紛争ノ原因トナル虞ガアルト云フコトヲ憂フルノデアリマス、ソレデ尙其ノ上ニ斯ウ云フヤウナ疑義ガアリマスルコトハ、單ニ資本勞働ノ間ノ紛争ニ相成リマスルバカリデナクシテ、之ヲ御取扱ニナリ際ニ政府ノ御趣旨ノ在ル所ヲ十分ニ徹底的ニ了解スルコトガ出來ナイデ、成ルベク勞働者ノ立場ニ同情ラシテ、サウシテ此ノ法定ノ標準ヲ超エテ積立又ハ手當ノ支給ヲ、強要スルト申シマス語弊ガゴザイマスガ、強ヒラル、傾キガゴザイマシタナラ

バ、當業者ハソレガ爲ニ非常ナ迷惑ヲ感ジ、困難ヲ感ジ、サウシテ延イテソレガ又勞資ノ間ノ紛争ノ因ニ相成リハセスカト云フコトヲ憂フルノデアリマス、サウナ點ニ特ニ、最善ノ御注意ヲ願ヒタイ、斯ウ云フ趣旨デゴザイマス、ソレカラ第三項ノ「勞働者保護立法ニ付テハ官業先ツ範ヲ民業ニ垂ルルノ方針ヲ恪守スヘシ」是ハ從來動モスレバ官業勞働者ノ待遇ガ民間ノ勞働者待遇ニ劣ルト云フヤウナ聲ヲ聞キマス、特ニ遞信勞働者ノ待遇ノ如キハ、民間ノ勞働者ノ待遇ニ比較シテ、稍劣テ居ルト云フヤウナコトヲ聞キマシテ、私共ハ實ニ此ノ勞働者ニ對シテ同情ニ堪ヘナイノデゴザイマス、同時ニ若シ果シテ……サウ云フヤウナ現状デアルカナイカハ私ハ玆ニ明言スル限リデアリマセスガ、若シ果シテ此ノ勞働者ノ待遇ガ、官業勞働者ノ待遇ガ、民間勞働者ニ比シテ劣ルト云フヤウナコトデアリマシタナラバ、是ハ明治政府以來日本ノ政府ノ傳統的ノ御方針ニ關シテ居ルノデアリマスルカラ、政府ニ於テモ慎重ニ御調査ヲ願ヒマシテ、從來政府ハ總テ範ヲ民間ニ垂レルト云フコトノ方針デ進ンデ居ラレルノデアリマスカラ、此ノ勞働者保護等ノ問題ニ付キマシテモ、常

ニ範ヲ民業ニ垂ル、ト云フヤウナ方針ヲ御執リヲ願フコトガ至當デハナカラウカト思フ、此ノ本法ニ於テハ官業勞働者ニハ規定シナイト云フコトニナッデ居リマスケレドモ、是ハドウゾ、サウ云フ方針ニハナッテ居リマスケレドモ、我々貴族院ト致シマシテハ、其ノ保護立法ニ付テハ、此ノ本法ヲ施行スル施行シナイノ如何ニ拘ラズ、勞働者保護ノ立法等ニ於テハ、官業ガ、先ヅ範ヲ民業ニ垂ル、ト云フ方針ヲ以テ進ンデ戴イタ方ガ結構デハナイカト云フ趣旨デゴザイマス、チヨット私ガ差上ゲマシタ原稿ニ少シ誤字ガゴザイマシテ、皆様ニ御迷惑ヲ掛ケヨウト思ヒマスカラ訂正致シマス、第二項ノ「政府ハ本法施行ノ爲勞資間ニ紛争ノ起ラサル様」ト斯ウ直シタイ、「誘起セラレサル」ト斯ウ申シタケレドモ「政府ハ本法施行ノ爲勞資間ニ紛争ノ起ラサル様最善ノ注意ヲ拂ハレ度シ」ト訂正致シマス

○金岡又左衛門君 私モ賛成意見ヲ短簡ニ……

○委員長(伯爵林博太郎君) 今政府カラノ意見ガアリマス

○國務大臣(潮惠之輔君) 本法ガ御決議ニ相成リマスレバ、十分ニ御趣意アル所ヲ尊重致シマシテ、法ノ圓滿且公正ノ運用ヲ期

スル考デ居リマス、御述ニナリマシタ中ニ、
關係者團體ノ意見ニ關スルコトモゴザイマ
シタガ、從來モ精々左様ナ方針デハ居リマ
スルケレドモ、急速ノ場合ナド往々ニシテ手
抜カリノナイト云フコトモナクツノデ、是
等ノ點モ十分ニ注意ヲ致シタイト存ジマス、

又勞資紛争ニ關スルコトデアリマスガ、苟
モ勞働者ノ側ト致シマシテモ、行政官廳ノ
側ト致シマシテモ、又事業主ノ側ト致シマ
シテモ、之ヲ強ヒルト云フヤウナコトガアッ
テハナライノデゴザイマスルノデ、政府
ノ力ノ及ブ限り、是等ノ點モ最善ノ注意ヲ

拂フ考デ居リマス、又官業勞働者ト民業勞
働者トノ間ニ於キマシテモ、同ジヤウナ種
類ノ勞働者デアツテ、官民ノ區別アルコトハ
條理上面白クナイノミナラズ、先ヅ官業ガ
範ヲ民業ニ垂レヨト云フ御趣意ハ誠ニ敬承
致スベキ點デアルト存ジマスルノデ、最初
ニ申上ゲマシタヤウニ、御決定ニ相成リマ
スレバ此ノ御趣意ヲ十分考慮致シマシテ、
善處致シタイト考ヘマス

○金岡又左衛門君 私モ此ノ本案ニハ貴族
院ノ職責ヲ完ウスル意味ニ於テ結局賛成ヲ
致シマス、ソレカラ只今御發議ニナリマシ
タ希望決議案ノ三項ニモ賛成デアリマス

○委員長(伯爵林博太郎君) ソレデハ採決

ニ移リマス、衆議院デ修正サレマシタ退職
積立金及退職手當法案全部ヲ問題ニ供シマ
ス、退職積立金及退職手當法案ニ付キマシ
テハ、衆議院送付ノ通りデ御異議ゴザイマ
セヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○委員長(伯爵林博太郎君) 全會一致御異
議ナイモノト認メマス、尙此ノ希望決議ニ
付キマシテ此ノ際採決ヲ致シマス、念ノ爲
メ希望決議ニ付テモウ一遍私ヨリ朗讀ヲ致
シマス

希望決議

一、本法ニ基ク勅令及省令ノ重要事項ニ
付テハ制定前豫メ關係者團體ノ意見ヲ
徴シ調査ノ慎重ヲ期スヘシ

一、政府ハ本法施行ノ爲勞資間ニ紛争ノ
起ラサル様最善ノ注意ヲ拂ハレ度シ

一、勞働者保護立法ニ付テハ官業先ツ範

ヲ民業ニ垂ルルノ方針ヲ恪守スベシ

此ノ希望決議ハ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○委員長(伯爵林博太郎君) 全會一致御異
議ナイモノト認メマス、是ニテ衆議院送付
通りノ意味ヲ以テ、退職積立金及退職手當
法案ハ可決ニ相成リマシタ、是デ散會ヲ致
シマス

午前十一時二十八分散會

出席者左ノ如シ

委員長 伯爵林 博太郎君

副委員長 男爵赤松 範一君

委員

公爵鷹司 信輔君

侯爵佐佐木行忠君

子爵野村 益三君

子爵岡部 長景君

子爵増山 正興君

有吉 忠一君

男爵北河原公平君

男爵安場 保健君

松本 學君

小久保喜七君

阿部房次郎君

藤原銀次郎君

久恒 貞雄君

濱口儀兵衛君

大澤徳太郎君

金岡又左衛門君

國務大臣

內務大臣 潮 惠之輔君

政府委員

內務政務次官 子爵鍋島 直繩君

內務參與官 男爵肝付 兼英君

社會局長官 廣瀬 久忠君

社會局部長 赤松 小寅君
大藏書記官 松隈 秀雄君

昭和十一年五月二十六日印刷

昭和十一年五月二十七日發行

貴族院事務局

印刷者 内閣印刷局